令和８年度

戸田市家庭的保育事業等指導監査

実施結果報告書



戸田橋花火大会

戸田市こども健やか部

保育幼稚園課

令和８年度戸田市家庭的保育事業等指導監査実施結果報告書

はじめに

埼玉県南東部に位置する戸田市は、交通の利便性や住環境の魅力などから地域子育て応援タウンとして、認定制度当初から注目されてきました。また、市の平均年齢は４２．９歳（令和８年１月１日現在）と３１年連続で県内一若い市となっています。

近年の戸田市においては、人口の増加及び保育施設の申込率増加に伴って保育需要が増大したため、新規に認可保育施設の開設を進めてきました。令和８年４月１日時点では、戸田市内には認可保育施設等が５８園（認可保育所４４園、小規模保育事業所１１園、事業所内保育事業所２園、認定こども園１園）、その他に認可外保育施設があります。

その中で、戸田市で認可している家庭的保育事業等（小規模保育事業、事業所内保育事業など）について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）に基づき、保育施設の適正な実施の確保を図るための指導監査を実施しています。なお、認可保育所については埼玉県で認可しているため、児童福祉法に基づく指導監査は埼玉県にて実施しています。

本報告書では、戸田市で令和８年度に実施した家庭的保育事業等指導監査の結果について報告いたします。令和元年１０月１日からは幼児教育保育の無償化が始まり、保育施設を取り巻く環境も変わりつつある中において、保育施設等を利用もしくは利用の検討をされている方が、より安心して利用していただける一助となるよう作成しております。

１　家庭的保育事業等指導監査の概要

（１）基本方針

指導監査は「戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号。以下「条例」という。）」及び「戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第24号）」に規定する基準に基づいて認可・確認を受けた家庭的保育事業等の事業者に対して、適切な運営状況及び利用者の処遇状況、その他必要な事項について、指導や助言等を実施するものです。

なお、この報告書において使用する用語の定義は、児童福祉法及び条例、その他関係法令で使用する用語の例によるものとします。

（２）実施状況

条例に基づいて実施した令和８年度戸田市家庭的保育事業等指導監査の状況は、表１のとおりです。市で認可した家庭的保育事業等の事業所における、保育及び事業運営の状況等について、実地及び実地に代わる書面提出による「一般指導監査」を実施しました。

令和８年度において問題や性質等の重要性や緊急性に応じて実施する「特別指導監査」を実施した例はありませんでした。

表１　令和８年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況

実施日	施設名称
７月２１日	なでしこ戸田第一保育園 ポッポの家保育所
７月２２日	ふるーる保育園戸田公園駅前
７月２７日	チャイルドルームりとるすたあ
７月２９日	保育ルームスターキッズ北戸田園
７月３１日	ひなた保育園 京葉流通倉庫株式会社ＴＬＣキッズランド
８月　４日	アメリカンキッズ英語保育園戸田本町園 保育園元気キッズ
実地に代わる書面監査	北戸田さくら保育園 なずな保育園 ぱすてるはうす 埼玉ヤクルト保育園やぁみぃ保育ルーム

2　指導監査の結果

（1）指導事項等について

指導監査後に、是正又は改善を要すると認められた事項（指導事項・注意事項）、及び市として助言することが望ましいと思われた事項（助言事項）について、家庭的保育事業者等に対して文書で通知をしました。是正又は改善を求めた事項のうち、重要な事項（指導事項）については、本来改善報告書の提出を求めるものですが、令和８年度においては該当がありませんでした。

注意事項や助言事項につきましては、改善報告書の提出を求める事項ではありませんが、速やかな改善を促すとともに、引き続き市の相談体制を充実させることで、事業者との連携も図りつつ、保育の内容及び質の向上、並びに事業運営の適正化を図っています。

令和８年度の指導監査における指導事項及び注意事項、各々の件数は、表２のとおりです。

表2　主な指導事項と注意事項の件数

（単位：件）

項　　目	指導事項	注意事項
ア　会計経理・帳簿等	0	2
イ　給食・調理業務	0	0
ウ　事故防止及び発生時の対応	0	0
エ　防災・防犯対策	0	1
オ　職員配置・管理	0	2
カ　職員・保育の帳簿等	0	3
キ　職員の処遇・健康管理	0	6
ク　保育計画の作成・評価の実施	0	1
ケ　安全管理、衛生管理	0	0
コ　連携施設	0	0
サ　児童の健康管理、虐待防止	0	0
シ　施設設備の状況	0	0
ス　苦情対応	0	0
セ　児童の受入れ状況	0	0
ソ　労働基準法・労働契約関係	0	4
タ　その他	0	2
合　計	0	21

（２）主な指導事項について

該当なし。

（３）主な注意事項について

該当事業者への主な注意事項については、次のとおりです。

ア　会計経理・帳簿等

・保育料及び延長料金等の徴収記録について

オ　職員配置・管理

・年次有給休暇や職員の出退勤記録について

カ　職員・保育の帳簿等

・土曜日保育及び延長保育の適切な実績管理について

キ　職員の処遇・健康管理

・雇入時健康診断の実施について

ソ　労働基準法・労働契約関係

・法改正に対応した規定の整理について

３　全体の評価と課題

令和８年度に実施しました戸田市家庭的保育事業等指導監査において、指導事項１０→０件、注意事項９→２１件であり、前年に比べ指導事項は改善されましたが、注意事項が１３３％増加しました。

児童の健康管理、虐待防止における指摘は昨年度に引き続き一切見受けられず、各保育施設で保育環境の整備を徹底している結果だと言えます。

その一方で、職員配置や処遇、関連帳簿の管理等に関する注意事項が増加しており、土曜日保育や延長保育を含め、適切な実績管理や記録の徹底がより一層求められる結果となりました。

また、労働環境に関する指摘も引き続き確認されています。労務の適正化や環境改善は、質の高い保育を継続的に提供し、事業所の社会的信頼性を確保する基盤となるものです。他の助言事項等も含めて引き続き運営状況を確認していきます。

今後について、監査結果を踏まえ戸田市として、保育施設の適正な運営の確保及び保育の質の維持・向上に向け、引き続き必要な助言や指導を行ってまいります。また、保育事業者との情報共有や連携をより一層強化し、各施設の状況や課題を把握しながら、適切な運営が継続的に行われるよう支援に努めてまいります。これらの取組を通じて、安心・安全な保育環境の確保と、より良い保育サービスの提供につなげてまいります。

おわりに

平成２７年４月に子ども・子育て支援新制度が開始されて以来、家庭的保育事業等は、戸田市の認可事業として、地域に根差した家庭的な保育を提供し、本市の保育需要を支え

る重要な役割を担ってきました。

今後も、こどもたちが安心して健やかに成長できる保育環境を確保するとともに、保護者や地域の皆様から信頼される保育施設であり続けるためには、各事業者の皆様と市が共通の認識を持ち、連携しながら取り組んでいくことが重要です。

指導監査は、各施設の運営状況を確認し、必要な改善を図ることで、適正な事業運営と保育の質の維持・向上につなげる重要な機会です。戸田市としましても、今回の監査結果を今後の指導監査や支援に生かし、事業者の皆様との連携を深めながら、より良い保育環境の実現に向けて取り組んでまいります。

事業者の皆様におかれましても、指導監査の趣旨をご理解いただき、適正な事業運営と保育の質の向上に引き続きご尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

戸田市こども健やか部
保育幼稚園課